

律令国家転換期の王権と隼人政策

鈴木拓也

Imperial Authority and Hayato Policy during the Transitional Period of the Ritsuryo State

SUZUKI Takuya

はじめに

- ① 桓武・平城朝の隼人政策―問題の所在―
- ② 『延喜式』に見える今来隼人
- ③ 大同三年二月五日勅と『定額隼人』
- ④ 律令国家転換期の隼人・蝦夷政策
おわりに

【論文要旨】

本稿は、八・九世紀の間に起こった隼人政策の転換を、京・畿内に視点を置いて明らかにし、それを当該時期の蝦夷政策と比較することによって、九世紀の王権に見られる性格の一端を解明しようと試みたものである。そのため本稿では、まず『延喜式』隼人司式の規定について検討し、次にそれに関連するとみられる九世紀初頭の単行法令について検討を加えた。その結果、明らかになったことは、以下の三点である。

まず第一に、隼人司式に見られる今来隼人とは、朝貢隼人そのものではなく、延暦二四年（八〇五）に隼人の朝貢を停止する際に、南九州から朝貢に来ていた隼人の一部を畿内に残留させたものと考えられることである。国家は彼らによって、儀式や行幸において必要とされる呪力に満ちた吠声を確保しようとしていたとみられる。

第二に、隼人司式には、今来隼人に欠員を生じた場合に畿内隼人によって補充する

規定があるが、それは大同三年（八〇八）二月勅によって成立したとみられることである。これ以後、隼人の吠声は次第に畿内隼人によって代行されるようになり、呪力は弱まっていったとみられるが、九世紀には天皇の行幸があまり行われなくなるので、隼人の呪力に対する期待も次第に低下していったと思われる。

第三に、九世紀の王権は、隼人の朝貢を停止し、畿内周辺に移住させた隼人を宮廷儀礼に参加させていたが、同様の現象は蝦夷においてもみられることである。九世紀の王権は、辺境政策を主導しないにもかかわらず、畿内周辺に移配させた蝦夷・隼人を年中行事に参加させ、自らの権威を可視的に表現しようとしていたのであり、きわめて矮小化された中華思想を持っていたと言えることができるであろう。

はじめに

桓武朝には、長岡京・平安京という二つの王都が造営され、東北の蝦夷に対して三度にわたる征夷戦が実施された。征夷と造都が桓武朝を象徴する二大事業であったことは、徳政相論における「方今天下所苦、軍事与造作也」という藤原緒嗣の発言によって広く知られている（『日本後紀』延暦二四年（八〇五）二月壬寅条）。

一方、桓武朝には隼人支配においても重要な政策の転換が見られることが、かねてから指摘されている。延暦一九年（八〇〇）に南九州の隼人に対して班田制が施行されると、翌延暦二〇年（八〇一）に隼人の朝貢が停止されるのである。隼人に対する班田制の施行と朝貢の停止には密接な関係があるとされており、南九州の隼人が公民法化されたこと^①によって、朝貢という服属儀礼も停止されたと考えられている。時あたかも桓武朝の征夷の最終段階にあたっており、両者には何らかの関係があることが予想される。

本稿は、八・九世紀の間に起こった隼人政策の転換を明らかにし、それを当該時期の蝦夷政策と比較することによって、律令国家転換期の王権を考えるための一素材を提示しようとするものである。石上英一氏が指摘されるように、日本の古代国家が蝦夷・隼人を「夷狄」として設定したのは、「日本という国家が国家として成立しているためには当然内国化しておかねばならない辺境の人民をとりのこしていた状況を隠蔽するとともに、逆にそれを利用して帝国の構造を作りあげ、内国の王民の統治に資すること」^③に目的があった。それゆえに彼らは、①征討や柵戸移配・建郡など、王権による支配拡大政策の対象となるとともに、②中華思想に基づいて朝貢や儀式への参加を要求され、天皇の徳の高さを可視的に表現する役割を担われたと考えられる。

古代王権と蝦夷・隼人との関係は、このような一見相反する二つの関係によって成り立っているが、これが大きく変化するのが桓武朝を中心とする律令国家転換期（光仁〜嵯峨朝）であったと考えている。この時期には、蝦夷・隼人に対する支配が急速に進展して、南九州においては隼人の公民法化が達成され、東北では北上川中流域までを国家の支配領域に組み込んだところで征夷が終結して、①の関係が事実上の終焉を迎える。これ以後の王権と蝦夷・隼人との関係は、②の關係に特化するのであるが、それを成り立たせるための基本的な要素である朝貢を欠いた状態で、畿内とその周辺に移配された蝦夷・隼人によって儀式への参加が代行され、矮小化された形で展開していくのである。

これまでの隼人研究は、南九州に隼人が存在し、宮都への朝貢が行われていた八世紀末までを中心に行われてきた。そのため隼人および隼人司の基本史料である『延喜式』隼人司式も、八世紀の隼人司を復原する際の参考史料として用いられる一方で、両者の間に二世紀の時間差があることを常に意識すべきであることも併せて指摘されてきた^④。たしかに『延喜式』隼人司式は、一〇世紀初頭の史料であり、しかも大同三年（八〇八）正月の隼人司の廃止、同年七月の再置を経た後の史料であるから、基本的に大同三年以後の隼人司の細則を集めたものであって、これをもとに八世紀における隼人司の姿を推量することには十分な注意を払う必要がある^⑤。しかし逆の見方をすれば、『延喜式』隼人司式は、九世紀の隼人および隼人司を考える上では絶好の史料と言うことができる。九世紀の隼人および隼人司は、南九州と切り離された状態で存続しつつ、天皇の権威を飾る役割を担われたのであり、そこに当該時期の王権が持つ特色の一端を見ることができようであろう。

そこで本稿では、『延喜式』隼人司式の規定と、それに関連するとみられる九世紀初頭の格（単行法令）を検討し、八・九世紀の間で起こった隼人政策の転換を、京・畿内に視点を置きながら明らかにしていきたい。

そして、それを当該時期の蝦夷政策と比較して、その意味するところを考えてみたいと思う。

① 桓武・平城朝の隼人政策——問題の所在——

本稿での考察を始めるに当たり、桓武朝から平城朝にかけての隼人政策を概観し、問題の所在を明らかにしておくこととする。この時期の隼人政策として従来から知られているものは、(1) 延暦十九年(八〇〇)における班田制の施行と、その翌年における朝貢の停止、(2) 延暦二十四年(八〇五)における隼人司に上番する隼人の半減、そして(3) 大同三年(八〇八)における隼人司の廃止と復置である。

(1) 班田制の施行と朝貢の停止

……延暦一九・二〇年(八〇〇・八〇一)

まず隼人の朝貢とその停止について、主として中村明蔵氏の研究に依りながら、基礎的事実を確認しておきたい。⁽⁶⁾

隼人の朝貢は、史料的に確実なところでは、天武十一年(六八二)七月の朝貢が最初であると言われ、延暦一二年(七九三)まで一六回の事例がある。六年に一度、在京勤務の交替に際して朝貢が行われており、この点は毎年朝貢する蝦夷と明確に異なる。⁽⁷⁾ 六年一回の交替が明文化されたのは靈龜二年(七一六)である(『続日本紀』靈龜二年五月辛卯条)が、天武十一年からほぼ六年ごとに朝貢が行われているので、天武朝からすでに在京勤務の交替に伴う朝貢が行われていたと考えられる。⁽⁸⁾ 朝貢に際しては、調物の貢進や、風俗歌舞の奏上などが行われ、朝廷は彼らに対して叙位・賜饗・賜禄などを行った。隼人はそのまま六年間在京して、王権を守護する役割を果たしたとみられるが、その具体的な様相は、『延喜式』隼人司式によって知ることができる。

『延喜式』隼人司式には、元日・即位・蕃客人朝等の大儀、踐祚大嘗祭、行幸、御新進上において、「今来隼人」が供奉し、「吠声」を発することが規定されている(ただし蕃客人朝の際には吠声を発しない)。この今来隼人が大隅・薩摩からの朝貢隼人に相当すると言われ、彼らが儀式や行幸で吠声を発するのは、彼らの吠声に邪霊を払う能力があると考えられていたことによる。彼らが六年で交替したのも、南九州から来て間もない隼人の方が、畿内に定住している隼人より、呪力が強いとみなされていたからである。⁽⁹⁾ 儀式・行幸における隼人の吠声は、『延喜式』以前に明証はないが、『日本書紀』卷二神代下第十段一書第二に、火酢芹命の苗裔の隼人について、「至今不離天皇宮墻之傍、代吠狗而奉事者矣」と記されていること、『万葉集』に「隼人の名に負ふ夜声のいちしろくわが名は告りつ妻と持ませ」という歌(卷一―二四九七)があることから、八世紀に遡るものと考えられる。⁽¹⁰⁾

隼人の朝貢は、延暦二〇年(八〇一)六月に停止される。これはその前年の延暦十九年(八〇〇)一二月に実施された大隅・薩摩両国における班田制の施行(『類聚国史』卷一五九延暦十九年一二月辛未条)と密接な関係があるとされている。⁽¹¹⁾ すなわち班田収授法の適用は、隼人に対する律令制負担の完全適用を意味し、これによって南九州の隼人が消滅したため、朝貢という服属儀礼も廃止されたと考えられている。⁽¹²⁾

大隅・薩摩両国における班田制は、天平二年(七三〇)に、大宰府が百姓の「喧訴」を恐れて実施しないことを申請し認められた経緯がある(『続日本紀』天平二年三月辛卯条)。これについて中村明蔵氏は、班田を実施できるほど田地の面積が十分でなく、有力者の反対も懸念されたためと推定されており、そうであるとすると、延暦十九年に班田制が実施されたのは、それを可能ならしめる条件が整ったためということになる。一方、永山修一氏は、隼人に対する班田制施行を蝦夷政策に関連させてより積極的に評価されている。永山氏は、延暦十九年の班田制施行を、

この時期における俘囚・夷俘に対する調庸賦課（『類聚三代格』卷一七延暦一七年（七九八）四月一六日太政官符）、口分田班給（『類聚国史』卷八三弘仁七年（八一六）一〇月辛丑条所引延暦二〇年格）などに対応する政策と理解されており、このころ南北の辺境の居住者に対する支配方式に大きな変更が加えられたと指摘されている¹⁶。

永山氏が指摘された事例は、いずれも移配蝦夷（俘囚・夷俘）に対する法令で、陸奥・出羽には適用されなかったと考えられ、また延暦一七年官符は、それ以前に収取されていた移配俘囚の調庸を、彼らの抵抗が強いために免除するという法令なので、やや次元が異なるように思われる¹⁸。しかし大局的な見方をすれば、永山氏の指摘の通り、隼人に対する班田制の施行と公民化は、征夷という蝦夷に対する支配拡大政策に対応するとみてよいであろう。桓武朝末年における辺境政策によって、南九州では隼人が消滅し、東北では蝦夷が消滅することはなかったものの、胆沢・志波と呼ばれる広大な北上川中流域を国家の支配領域に組み込んだ段階で征夷が終結している。蝦夷の上京朝貢は、すでに光仁朝の宝龜五年（七七四）正月に停止されており（『続日本紀』宝龜五年正月庚申条）、半年後の同年七月にいわゆる三十八年戦争が勃発する。光仁・桓武朝における辺境政策の強化は、蝦夷・隼人ともに、朝貢の廃止と引き替えに行われていることになる。

次に、隼人朝貢の停止を伝える二つの史料を掲げる。

【史料一】『類聚国史』卷一九〇延暦二〇年六月壬寅（一三日）条

壬寅、停^三大宰府進^三隼人^一。

【史料二】『日本後紀』延暦二四年（八〇五）正月乙酉（一五日）条

乙酉、永停^三大替隼人風俗歌舞^一。

隼人の朝貢を停止する史料が二つある理由は、永山修一氏によって明らかにされている¹⁹。史料に見える最後の隼人朝貢は、延暦一二年であるが（『類聚国史』卷一九〇延暦一二年二月己未条）、史料二の延暦二四年

がその一二年後に当たることから、六年後の延暦一八年（七九九）にも朝貢があったと推定される。延暦一八年に朝貢が行われた翌年に、大隅・薩摩両国で班田制が施行されたので、その翌年の延暦二〇年に、大宰府に対して隼人の朝貢停止を決定する指令が出され（史料一）、さらに延暦一八年に朝貢した隼人の滞在期限が満了する延暦二四年に、大替隼人（交替する朝貢隼人）による風俗歌舞の奏上が停止された（史料二）と想定できる。つまり延暦二〇年は朝貢停止の決定、延暦二四年は朝貢隼人の帰還と考えられるのである。

一般に、最後の朝貢隼人は史料二の措置によって南九州に帰郷したと考えられている。たしかに多くの朝貢隼人は帰郷したとみるのが自然であろうが、全員が帰郷したとみるべき確証はない。筆者は、隼人の朝貢停止に伴って、朝貢隼人の一部が都城周辺に抑留され、定住することを余儀なくされたと考えている。その根拠は二・三節で明らかにし、その目的・背景については四節で述べることにしたい。

隼人の公民化と朝貢の停止は、律令制支配の観点から見れば支配の強化であるが、南九州の住民を特殊な任務から解放したという点では、負担軽減策としての意味も持っていたと思われる。同じ延暦二四年には、隼人司に上番する隼人の定員が半減され、畿内隼人の負担も軽減されている。それを次に見ていくこととする。

（2）隼人司に上番する隼人の削減……延暦二四年（八〇五）

都城の周辺に居住する隼人には、大隅・薩摩から六年交替で朝貢してくる隼人のほかに、畿内に移配されて定住する隼人があった。このうち隼人司に交替で勤務する隼人を「番上隼人」（『延喜式』隼人司式）と言う。彼らは、儀式・行幸に奉仕したり、竹製品を製作するなどの職務を負ったが、隼人司に上番しない時には、課役・兵役など公民と同等の負担を負った（『令集解』職員令六〇隼人司条）。隼人が畿内周辺に移住し

た時期は不明であるが、八色の姓で忌寸を賜姓された「大隅直」(『日本書紀』天武一四年(六八五)六月甲午条)らが天武朝以前の移住とみられるほかは、天武一二年(六八二)の朝貢開始の前後に本格的な移住が行われたと推定されている。天武一二年に初めて朝貢した隼人の一部が、そのまま畿内に定住したとする見解もあり、その可能性は十分に考えられるところであろう。隼人の移住地は、『延喜式』隼人司式によれば五畿内および近江・丹波・紀伊国であり、その中でも特に大和川の沿岸や交通・軍事上の要衝に配置されていたことが明らかにされている。⁽²²⁾

隼人司は衛門府の被管で、令制における組織は以下の通りである。

【史料三】職員令六〇隼人司条

隼人司

正一人。掌、檢校隼人、及名帳、教習歌舞、造竹笠事。佑一人。令

史一人。使部十人。直丁一人。隼人。

正・佑・令史の三等官は各一人、使部は一〇人、直丁は一人が定員として定められているが、隼人については人数が規定されていない。『続日本紀』神護景雲元年(七六七)九月己未条には、「隼人司隼人百十六人」に有位無位を論ぜず爵一級を賜うことが見えるが、この一二人が当時における隼人司隼人の定員かどうかは明らかではない。初めて隼人司に上番する隼人の定数が見えるのは、延暦一四年一月一〇日太政官奏と、それに対応する同年二月七日の徳政相論の記事である。

【史料四】『類聚三代格』卷四延暦二四年一月一〇日太政官奏

太政官謹奏

応_レ停_レ減_レ雑色等_二事

隼人八十人(減_二冊人、定_二冊人) 男冊人(減_二廿人、定_二廿人)

女冊人(減_二廿人、定_二廿人)

以前伏奉_二勅旨_一、頃年营造未_レ已、黎民或_レ弊。念_二彼勤勞_一、事須_二矜恤_一。加以時遭_二災疫_一、頗損_二農業_一。今雖_レ有_レ年、未_レ聞_レ復業。宜_二

量_レ事優矜、令_レ得_二存濟_一者。官議商量、具件如_レ前。具録_二事狀_一。伏聽_二天裁_一。謹以申聞謹奏。

延暦二十四年十一月十日

聞 (一)内は割注、以下同じ)

【史料五】『日本後紀』延暦二四年二月壬寅(七日)条

壬寅、公卿奏議曰、伏奉_二綸旨_一、营造未_レ已、黎民或_レ弊。念_二彼勤勞_一、事須_二矜恤_一。加以時遭_二災疫_一、頗損_二農業_一。今雖_レ有_レ年、未_レ聞_レ復業。宜_二量_レ事優矜、令_レ得_二存濟_一者。臣等商量、伏望所_二点加_一仕丁一千二百八十一人、依_レ数停却。又衛門府衛士四百人、減_二七十人_一。左右衛士府各六百人、每減_二二百人_一。隼人男女各冊人、每減_二廿人_一。雅樂歌女五十人、減_二卅人_一。仕女一百十人、減_二廿八人_一。(略)

史料四・五ともに、桓武天皇の勅旨を承けて、隼人八〇人(男四〇人・女四〇人)を、四〇人(男二〇人・女二〇人)に半減するという内容となっている。⁽²⁴⁾史料四の一二月一〇日は太政官が論奏式を提出した日、史料五の一二月七日は桓武が御画の「聞」を書いて認可した日と思われる。史料五の後略部分には、調の品目変更や当年の庸の免除など、税制上の負担軽減策が続き、それを桓武が認可した後、徳政相論が行われるという構成になっている。

徳政相論による「軍事と造作」(征夷と造都)の停止と同じ日に、隼人の定数が削減されていることは、これが徳政相論に伴う負担軽減策の一環であることを示している。同じ延暦二四年の正月には、大替隼人の風俗歌舞奏上が停止されており、これらは桓武朝末年における一連の負担軽減策とみることができよう。この時定められた隼人の定数(男二〇人・女二〇人)は、隼人司を再置した狩野文庫本「類聚三代格」卷四大同三年七月二六日太政官奏に継承されている(史料六)。

(3) 隼人司の廃止と再置……大同三年(八〇八)

令制の隼人司には、①畿内周辺の隼人の統轄、②軍事的任務、③天皇の權威発揚という三つの役割があったと言われる。⁽²⁵⁾①は移配隼人と朝貢隼人の統轄であり、歌舞の教習や竹器の製作を行った(職員令六〇隼人司条)。②は隼人司が大宝・養老令制で衛門府、大同三年の再置以後は兵部省の所管であること、隼人が宝龜二年(七七二)まで帯剣していたこと(『続日本紀』宝龜二年三月戊辰条)などから指摘される。③は元日朝賀・蕃客人朝・即位式・大賞会・御薪などの儀式や行幸への関与であり、隼人は隼人司の官人に率いられてこれらの行事に参加し、天皇の權威を飾る役割を果たしたのである。

隼人司は、平城朝の大同三年(八〇八)正月に、衛門府に併合される形で廃止され、半年後の同年七月に、衛門府が左右衛士府に併合されたことによって再置される(史料六および『日本後紀』大同三年八月庚戌朔条)。

【史料六】狩野文庫本『類聚三代格』卷四大同三年七月二六日太政官奏

太政官謹奏

隼人司

正一員。令史一員。使部四員。直丁一人。大衣二人。

隼人卅人。(男廿人。女廿人。)

右、准今年正月廿五日詔書、廢三省件司、併衛門府。而今廢衛門府、混於左右衛士府。夫衛士府者、所掌惟劇、不須兼領。伏請、更置件司、隸兵部省。其隼人者、延曆廿四年十二月七日格、減省旧数、依件定之。又延曆十四年閏七月十日格、減定使部六人。凡十羊九牧、已非政道。亦請省除佐員。使部准此減定。臣等商量所定、具件如前。謹録事状。伏聽天裁。謹以申聞。謹奏。

聞

大同三年七月廿六日

史料六には、隼人司の廃止から再置までの経過が記されているが、廃止の理由は記されておらず、再置の理由も衛士府が多忙であるため「兼領」できないことを述べるにすぎない。しかし時期的にみて、平城朝に行われた中央諸官司の再編の一環とみることができよう。平城朝に統廃合された官司は一八司に及ぶが、いずれも令内の小規模官司である。⁽²⁶⁾隼人司が他の小規模官司とともに整理の対象になったのは、朝貢の停止によってその存在意義が低下したためと考えられ、⁽²⁷⁾隼人司に上番する隼人が四〇人に半減されたことも要因であったと思われる。

では、隼人司の再置には、どのような意義があるのだろうか。平城朝に統廃合された官司のうち、平城朝のうちに復活したのは、隼人司が唯一である。⁽²⁸⁾采女司のように、平城朝に統廃合されながら嵯峨朝に入ってから復活した官司は存在するが、平城朝のうちに復活したのは隼人司だけなのである。隼人の歌舞や吠声は、九世紀初頭の儀式や行幸においてもなお重要であったために、衛府制度の改編に連動して隼人司を復活させたのであろう。そして、再置された隼人司は、かつて行われていた隼人の朝貢を、畿内隼人によって再現する役割を担うのである。

永山修一氏が指摘されるように、再置された隼人司は、畿内近国の隼人によって朝貢隼人の儀礼を擬制しており、彼らが行った歌舞や吠声は、南九州とは無縁の形で継承・再生産されていた。⁽²⁹⁾これらを行うことが、隼人司復活の主な目的であったとみられる。しかしここで新たな問題点が浮上する。それは、朝貢隼人が発する吠声の呪力を深く信じていた古代の王権が、朝貢の停止とともに、畿内隼人にその役割を直ちに代行させたかどうかということである。隼人が畿内に移住したとされる天武朝は、平城朝より一二〇年ほど前であり、すでに世代交代が進んでいて、朝貢隼人と同等もしくはそれに近い呪力を期待することは、困難である

と思われるからである。

この問題を解く鍵は、隼人司再置の半年後に発令された『日本後紀』大同三年二月壬子条の勅と、それと同じ内容を持つ『類聚三代格』大同四年（八〇九）正月七日太政官符の中に存在する。この史料は、これまでの隼人研究の中でほとんど検討されてこなかったが、隼人司再置の直後に発令されていることは注目すべきであり、九世紀の隼人および隼人司を理解する上できわめて重要な内容を持っている。しかしこの史料は難解であって、その意味するところを読み解くことは容易ではない。そこで、この史料に関連すると思われる『延喜式』隼人司式の今来隼人に関する条文を先に検討し、その知見を踏まえながら、あらためて大同三年二月勅を検討することにした。

②『延喜式』に見える今来隼人

(1) 今来隼人と番上隼人

『延喜式』における今来隼人を検討するにあたり、まず中村明藏氏の研究によって『延喜式』に見える隼人について整理しておきたい。使用するのは主に隼人司式であるが、隼人司式には「凡」で始まる条文が一九条あり、一四条目の次にある「年料竹器」の条を含めると、二〇の条文がある。以下、本稿では、条文を特定しやすくするために、二〇の条文に便宜上①～⑳の番号を付すことにしたい。テキストには虎尾俊哉校注『神道大系 古典編二二 延喜式（下）』（神道大系編纂会、一九九三年）を使用した。

(a) 大衣二人……譜第の内から選び、大隅を左、阿多を右とする。隼人を教導し、雑物を催造し、吠声を教習する〔隼人司式①③⑤⑧⑨条〕。

(b) 番上隼人二〇人……畿内近国の「幹了者」を補任。儀式・行幸に参加する。大衣に次ぐ力量のある者か〔隼人司式①③⑩条〕。

(c) 今来隼人二〇人……本来は南九州から上京した隼人。儀式・行幸で吠声を発する〔隼人司式①②③④⑦⑧⑩⑪⑫条〕。

(d) 白丁隼人二三人……大儀の際に喚集される「諸国隼人」〔隼人司式⑥条〕にあたる〔隼人司式①条〕。

(e) 作手隼人二〇人……兵部省式に二〇人と規定され、隼人司式によればこのうち二人が油絹を製作。一八人が竹器を製作か〔兵部省式勘籍補条、隼人司式⑬条〕。

『延喜式』に見える隼人は以上の五種類である。このうち大衣は、大同三年に隼人司が再置された際に初めて見えるもので〔史料六〕、隼人から選ばれながら官人に近い立場であり、白丁隼人は大儀の際に臨時に召集される隼人である。よって隼人司の隼人と言えば、残る番上隼人・今来隼人・作手隼人が該当しそうであるが、三者の合計は六〇人であって、延暦二四年・大同三年に定められた隼人司の隼人四〇人（男二〇人＋女二〇人）に合致しない。今来隼人は朝貢隼人を継承するものなので、本来は隼人司の隼人の定員に入っていなかったと思われる。番上隼人と作手隼人の計四〇人が定員であったとみられる。番上隼人二〇人は、儀式・行幸に横刀を持って参加するので〔隼人司式①③条〕、全員が男性であつたらしい。作手隼人二〇人の性別は不明であるが、両者の合計四〇人は、延暦二四年・大同三年の定員を継承しているとみられる。

隼人司式の今来隼人に関する条文を見てみると、吠声を発することがその主な任務であること、装束に特徴があることが知られる。

【史料七】『延喜式』隼人司式①大儀条

凡元日即位及番客人朝等儀、官人二人、史生二人率大衣二人、番上人廿人、今来隼人廿人、白丁隼人二百卅二人、分陣三応天門外之左右（注略）。群官初入自胡床起、今来隼人発吠声三節（番客人

朝、不在吠眼。其官人著当色横刀。大衣及番上隼人著当色横刀、白赤木綿、耳形鬘。自余隼人皆著大模布衫（注略）、布袴（注略）、緋帛肩巾、横刀、白赤木綿、耳形鬘（番上隼人已上横刀私備）。執楯楯並坐胡床。

【史料八】『延喜式』隼人司式③駕行条

凡遠從駕行者、官人二人、史生二人、率大衣二人、番上隼人四人及今来隼人十人供奉。番上已上並帶横刀騎馬。但大衣已下著木綿鬘。今来著緋肩巾、木綿鬘、帶横刀、執槍步行。其駕經国界及山川道路之曲、今来隼人為吠。

元日・即位・蕃客人朝の際、番上隼人の装束は基本的に官人・大衣と同じであるが、今来隼人の装束は白丁隼人と同じである（史料七）。両者ともに横刀を持つが、番上隼人のそれは私備することになっており、今来隼人の横刀とは異なる高級品であったと言われている⁽³²⁾。また行幸の際には、番上隼人が官人・大衣とともに横刀を帯びて馬に乗るのに対して、今来隼人は横刀のほかに槍を持って歩行することになっている（史料八）。さらに今来隼人は緋帛の肩巾（領巾）を着用した（史料七・八）が、これは領巾の持つ呪力に関わることと考えられ、しかも領巾は一般に白色であって、緋色の領巾は隼人以外に類例を見出せないという⁽³³⁾。

こうしてみると、番上隼人の装束は官人に近いが、今来隼人のそれは夷狄としての性格が強いことが指摘できるのであろう。これは今来隼人が呪力に富んだ吠声を発するのに対して、番上隼人はそれを発しないことにも対応する。儀式・行幸を見る者にとつて、番上隼人か今来隼人かは装束によって一目瞭然であったはずである。儀式・行幸に参加する隼人にこのような差異を設けたのは、おそらく番上隼人が早くから畿内に定住し、「王化」に浴しているのに対して、今来隼人は朝貢隼人を継承するものであるため、「野俗性」が強調されたのであろう。野俗に富んだ辺境の夷狄が朝貢することは、それが擬制されたものであっても、天皇の有

徳を可視的に表現することになるからである。

(2) 今来隼人と白丁隼人

ところで、今来隼人には二〇人という定数がある（隼人司式①②条）が、今来隼人が大隅・薩摩の朝貢隼人を継承するものであるとすると、その人数はあまりに少ないと言わなければならない。八世紀までの事例を見てみると、朝貢隼人の人数は、持統元年（六八七）に三三七人、同年（六八九）に一七四人、和銅二年（七〇九）に一八八人、養老七年（七三三）に六二四人、天平七年（七三五）に二九六人という人数が伝えられている。養老七年が特に多いのは、養老四年（七二〇）に起きた隼人の反乱が鎮定された後の朝貢であるからで、これを例外とすれば、朝貢隼人の人数は、およそ二〇〇〜三〇〇人前後ということになる。八世紀の儀式、特に元日・即位・蕃客人朝（大儀）には、数百人の朝貢隼人が参加していたのである。それを継承する今来隼人が二〇人というのは、少なすぎると言うべきであろう。

ここで注目されるのは、白丁隼人の存在である。白丁隼人は一三二人であり、大儀の際に、大衣二人、番上隼人二〇人、今来隼人二〇人とともに儀式に参加したが、今来隼人と白丁隼人の装束は、史料七に「自余隼人」として一括して規定されているように、全く同一であった。両者ともに緋色（朱色に近い色）の肩巾を着用し、楯（隼人司式⑩条、平城宮跡第一四次調査で出土したいわゆる「隼人の楯」と槍を持って儀式に参加するのであり、かなり目立つ存在であったと思われる。大儀における今来隼人と白丁隼人の違いは、吠声を発するか否かであり、両者の合計一五二人は、八世紀における朝貢隼人の人数と比べても遜色ない。

つまり八世紀における朝貢隼人の役割は、『延喜式』では、大儀などの諸儀式と行幸に参加して吠声を発する今来隼人と、大儀のみに参加して吠声を発しない白丁隼人に分化しているのである。このような今来隼人

と白丁隼人の役割分担は、隼人の朝貢が停止された時に成立したとみるべきであろう。しかも今来隼人には常に時服や食料などが支給される(隼人司式⑪⑫条、史料九・一〇)が、白丁隼人は大儀の期間にだけ食料を支給され(隼人司式⑥条)、白丁として課役も負担するのであるから、この役割分担は、国家にとっても財政的な負担が少なくて済むのである。八世紀の朝貢隼人は数百人であり、その滞在中の生活費は、後の今来隼人のように国家が負担したとみるべきであるから、隼人の朝貢停止は、国家財政にとっても利点が大きかったということになる。

一般に、「今来隼人」は朝貢隼人をさす用語と考えられている。たしかに今来隼人には、朝貢隼人を継承する面があるが、以上の考察からすると、朝貢隼人そのものではない。しかも隼人司式には、六年一回の朝貢や在京勤務の交替に関する規定は存在しない。「今来隼人」は、朝貢停止以後に成立した呼称である可能性が浮上してくる。次に隼人司式⑪条と⑫条を検討して、このことを明らかにしていきたい。

(3) 二種類の今来隼人

隼人司式には、今来隼人に対する支給物の規定が二つあるが、その内容は全く異なっている。相違点を簡単に示すと、次の通りである。

⑪今来時服条：《本来の今来隼人》 時服・米・塩の待遇がよい。

男女の区別がある(史料九)。

⑫死 亡 条：《代用の今来隼人》 時服・米・塩の待遇が右記に劣る。すべて男か(史料一〇)。

【史料九】『延喜式』隼人司式⑪今来時服条

凡今来隼人給時服及塩、春夏男別絹一尺、(袴腰料)布二端、(二丈一尺朝服)領料、一端衣二領料、二丈一尺袴三腰料、(履直)糸三銖、(縫衣袴料)塩一斗。(漬菜料)女絹三丈、(下裙料)布二端三丈。(三丈衣二領料、一端表裙二腰料、一端下裙二腰料)庸布一段、(履直)糸

糸三銖。(縫衣袴料)秋冬男絹一疋一尺、綿三屯、布二端、庸布一段、糸三銖、塩一斗。女絹一疋、綿三屯、布二端三丈、庸布一段、糸三銖。其粮毎月一給。男日黒米三升、塩三勺。女日黒米二升、塩二勺。其三年一給布衾及鋪設。人別調布一端、綿十三屯、席一枚、折薦二枚。(女同)並限一身。若有死者、給賻物。人別絶一疋、調布二端、庸布一段、白米五斗、酒一斗、腊一斗五升、塩三升。

【史料一〇】『延喜式』隼人司式⑫死亡条

凡今来隼人身亡者、扨取畿内隼人充之。廿人為限。其時服春夏人別庸布一段、秋冬庸布二段、庸綿三屯。粮人別日黒米二升、塩二勺。亦三年一度給布衾。人別調布一端、綿十三屯。

隼人司式⑫死亡条は、隼人朝貢の停止後に、畿内隼人によって隼人の朝貢が擬制された証拠として、これまでも言及されてきた。³⁵⁾ 今来隼人の死亡による欠員を、畿内隼人によって補うという⑫死亡条は、隼人朝貢の停止後に成立した規定であることは明らかである。したがって、⑪今来時服条において、手厚く優遇されている今来隼人は、南九州から来た本来の今来隼人ということになる。では、なぜ本来の今来隼人の規定である今来時服条が存在しているのであろうか。

『延喜式』が杜撰であるとすれば、⑪今来時服条は隼人の朝貢が行われていた時期の古い規定が残存したものであり、⑫死亡条が成立した段階で削除されるべきであったとも解される。

しかし、⑪今来時服条は、今来隼人が上京後六年で帰郷するのではなく、畿内に定住していることを前提に立法されている可能性が高い。式文の末尾に、時服・塩・米・布衾・鋪設の支給について、「並限一身」という一文があることに注目したい。これは支給対象を本人に限り、その子孫には支給しないという意味である。子孫に対する支給物の有無を明記する必要があるのは、彼らが帰郷することなく、その子孫も畿内で生活するからにはかならない。⑪今来時服条が規定する今来隼人は、畿

内に定住した第一世代の今来隼人とみるべきなのである。

(4) 朝貢隼人の抑留と今来隼人の成立

ではなぜ隼人司式^①今来時服条のような規定が作られたのであろうか。南九州から来た隼人が今来隼人として畿内に定住するという現象は、朝貢隼人を帰郷させず、畿内に抑留したと考えれば理解しやすい。おそらく彼らは、大隅・薩摩から上京した最後の朝貢隼人であり、朝貢が停止されても故郷に帰されることなく、そのまま抑留され、定住することを余儀なくされたのであろう。最後の朝貢隼人は、延暦二四年にその多くが帰郷を果たしたと思われるが、一部が畿内に残されて、引き続き王権に奉仕することを求められたと考えられるのである。

桓武朝末年において、朝貢隼人の抑留によるとは言え、新たに南九州から隼人が移住したことになる。南九州の隼人が畿内に移住するのは、天武朝以来のことであろう。これはまさに「今来」と呼ぶにふさわしい現象である。このことと、『延喜式』における今来隼人の人数が朝貢隼人に比べて極端に少なく、朝貢隼人の役割は今来隼人と白丁隼人が継承していること、「今来隼人」という呼称は『延喜式』にしか見えず、八世紀の朝貢隼人は「大隅隼人」「薩摩隼人」と呼ばれていたことを考えると、「今来隼人」とは、朝貢隼人そのものではなく、天武朝に移住した畿内隼人に対して、九世紀初頭に新たに畿内に定住した南九州の隼人をさす用語である可能性が浮上してくる。五世紀後半以降に渡来した漢人が、それ以前の漢人と区別して「今来漢人」と呼ばれたことも、「今来」の意味を考える上で参考になろう。³⁶

①今来時服条には、第一世代の今来隼人の人数は記されていないが、男女を含んでおり、子孫を残すことを前提に立法されているから、男女比はほぼ同数であったと思われる。一方、①大儀条(史料七)において、武器を持って大儀に参加する今来隼人二〇人は男性とみられ、また②死

亡条によって補充される今来隼人二〇人も、時服・食料の男女による支給量の違いを記さないから、やはり男性であったと考えられる。中務省式時服条に時服の支給対象として記される「隼人廿人」も、今来隼人とみてよいであろう。つまり『延喜式』段階における今来隼人の定員は二〇人であり、それはすべて男性であったとみられるのである。

儀式における今来隼人の役割が九世紀を通じて一貫していたとすれば、第一世代の今来隼人にも二〇人程度の男性が含まれていたとみられる。男女比を同数とすれば、総数はその二倍程度ということになる。以上のことから、朝貢を停止した段階で畿内に残された朝貢隼人の人数は、男女合わせて四〇人程度ではなかったかと推定しておきたい。

その後、②死亡条により、今来隼人の欠員は、男性のみ二〇人を上限として畿内隼人で補充し続けられた。その結果、『延喜式』に見るように、今来隼人は男女を含み、子孫を残すことができたが、子孫は時服等の支給対象とならなかったため、一般の畿内隼人として処遇されたい。今来隼人の欠員補充に充てられた畿内隼人に、第一世代の今来隼人の子孫が含まれていた可能性はあるが、今来隼人そのものは世襲ではなかったためである。

では、②死亡条が成立したのはいつであろうか。筆者は、隼人司再置の半年後に発令された『日本後紀』大同三年(八〇八)二月壬子条および『類聚三代格』大同四年(八〇九)正月七日太政官符が、②死亡条のもとになったと考えている。節を改めて検討してみよう。

③大同三年二月五日勅と「定額隼人」

まず検討の対象となる二つの史料を掲げる。

【史料一】『日本後紀』大同三年(八〇八)二月壬子(五日)条

壬子、勅、定額隼人、若有闕者、宜以京畿隼人、随闕便補之。但衣服粮料、莫同旧人。特准衛士給之。其女者不在補限。

【史料二二】『類聚三代格』卷四大同四年（八〇九）正月七日太政官符
太政官符

応充便補隼人粮事

右々大臣宣。奉勅、定額隼人、若有闕者、自今以後、宜以京畿隼人随闕便補之。但衣服粮料莫同旧人。特准衛士給之。其女者不在補限。

大同四年正月七日

史料一・二はほぼ同文で、史料二に「応充便補隼人粮事」という事書があることと、本文中に「自今以後」があることのみが異なる。日付の違いは、史料一が平城天皇の勅、史料二がそれを承けた大臣宣であることによる。史料一は弘仁兵部格で、「弘仁格抄」によれば、本来は隼人司を再置した大同三年七月二十六日太政官奏（史料六）の次に配列されていた。現状では『類聚三代格』卷四「加減諸司官員并廢置事」に収められている（新訂増補国史大系一八七頁³⁷）。

二つの史料が定めていることは、「定額隼人」に欠員を生じた場合、今後は「京畿隼人」によって「便補」すること、ただし衣服・粮料は旧人（本来の定額隼人）と同じくせず、衛士に準じて支給すること、女性は補充しないことである。このようにして補充する「定額隼人」のことを、史料二の事書は「便補隼人」と呼んでいる。この「定額隼人」が今来隼人であるとすれば、前節で検討した隼人司式^⑩死亡条とよく似ていることに気付くであろう。しかしこれまでの研究で、この史料に言及するものは少なく、「定額隼人」についても、これを番上隼人とする有力説と、今来隼人とする少数説が併存している状態である。そこで、それぞれの説を検討し、どちらが妥当であるのかを考えることにしたい。

(1) 番上隼人とする説

番上隼人の欠員補充に関する規定は、隼人司式^⑩番上条である。

【史料二三】『延喜式』隼人司式^⑩番上条

凡番上隼人廿人、有闕者取五畿内及近江、丹波、紀伊等国隼人幹了者、申省補之。不在給時服及粮之限上。

史料一・二の「定額隼人」を番上隼人とする説では、「定額隼人」を史料二三に引き付けて解釈する。

○佐伯有義編『増補六国史 日本後紀』（朝日新聞社、一九四〇年）

一三三頁頭注

「定額隼人、隼人式に凡番上隼人廿人有闕者取五畿内及近江丹波紀伊等国隼人幹了者申省補之不在給時服及粮之限とあり」

○井上辰雄『熊襲と隼人』（教育社、一九七八年）一六〇頁

延暦二四年一月太政官奏を挙げて、「その後、隼人司の定額隼人は男二〇人、女二〇人となったことはいままででもない」と述べる。

○黒板伸夫・森田悌編『訳注日本史料 日本後紀』（集英社、二〇〇三年）補注二二三頁

「定額の隼人」の補注：「番上隼人とも。隼人司に出仕する隼人。延暦二十四年十二月条の公卿奏により、従前の八〇人の隼人を男女各二〇人に定められていた（三代格四には同年十一月十日太政官奏としてみえる）。これが定額隼人に当たる。」

「闕に随いて便に補す」の補注：「隼人式一〇番上隼人条に（中略）とみえる。ここで二〇人とあるのは延暦二十四年（八〇五）十二月の公卿奏にみえる男女の定額隼人のうち男のみの補充を規定していることによる。」

この番上隼人説の利点は、「定額隼人」を理解しやすいことである。隼人司の隼人は、職員令では定数がないが、延暦二四年・大同三年に定数

が定められている。「定額」は何らかの定数をさすと考えられるので、隼人司に上番する男二〇人・女二〇人の隼人が「定額隼人」であると考えれば理解しやすく、このうちの男二〇人が史料一三の「番上隼人廿人」に対応すると考えることには一定の説得力がある。

しかし番上隼人説には、二つの問題点がある。一つは、欠員の補充についての問題である。畿内近国の出身である番上隼人が死亡した場合、「京畿隼人」から人員を補填することは当然であって、隼人司成立以来、行われてきたはずである。大同年間になって「自今以後」そうせよと命令するのは不可解である。

もう一つは、時服と食料の支給についての問題である。史料一三によると、畿内近国の出身である番上隼人は、時服と食料を支給されない。しかし史料一・一二の「定額隼人」は、「便補」された者も含めてこれらを支給されている。

つまり番上隼人説は、「定額」の説明は容易であるが、史料一・一二の内容に踏み込んで考えてみると、成立が困難であるように思われる。

(2) 今来隼人とする説

○宮城栄昌『延喜式の研究 史料篇』（大修館書店、一九五五年）

七四九頁 隼人司式 隼人死亡条の註

（大同四年正月七日太政官符（史料一二）を挙げ、左記の註を付す）
「本官符は『日本後紀』大同三年十二月五日条に所載され、佐伯有義博士は番上隼人に関する記事とされているが、延喜式文と比較して考えると、今来隼人に関するものである。」

史料一・一二の「定額隼人」を今来隼人と明言するのは、管見の限りでは、この宮城氏の説と、石村喜英氏の説のみである。宮城氏の説は、わずかにこれだけの記述であり、論拠が示されているわけではないが、正鵠を得ていると考える。また石村喜英氏は、定額寺研究の一環として

この史料に言及し、定額とは一定額の支給物の意味で、それを支給されるのは番上隼人ではなく、今来隼人であるとされている。⁽³⁸⁾

永山修一氏も、「定額隼人」そのものに言及されているわけではないが、隼人の朝貢を移配隼人によって擬制するという文脈の中で史料一を引用されており、今来隼人説に近いように思われる。⁽³⁹⁾

今来隼人説の利点は四つある。まず第一に、欠員を京畿内から補充することを命じる意味が整合的に理解できることである。隼人朝貢の停止により、大隅・薩摩から今来隼人が補充されないで、定額隼人が死亡した場合には、「自今以後」京畿隼人から便補せよと命じることは、法令として合理性がある。

第二に、今来隼人には、畿内隼人によって補充された者も含めて食料と時服が支給されるが（隼人司式⑪⑫条、史料九・一〇）、それが史料一・一二の内容と一致することである。便補された定額隼人は今来隼人として働くので、食料と時服を支給するが、大隅・薩摩出身の「旧人」と違って京畿内の出身なので、支給量を減らして衛士と同じくする、と解釈できる。これもまた法令として合理的であろう。

第三に、史料一・一二において、便補された定額隼人の衣服・糧料は、衛士に準じて支給することになっているが、『延喜式』において畿内隼人で補充された今来隼人の時服と、衛士の時服の支給量が一致することである。隼人司式⑫死亡条（史料一〇）によれば、畿内隼人から補充された今来隼人に支給する時服は、「春夏人別庸布一段、秋冬庸布二段、庸綿三屯」であり、中務省式時服条には、衛士の時服が「衛士駕輿丁庸布一段。（秋二段、綿三屯）」と規定されている。庸布と商布の違いはあるが、支給量については、季節による増減も含めて完全に一致している。

史料一・一二と隼人司式を対応させると、「旧人」の支給額を規定したのが⑪今来時服条であり、「便補隼人」の支給額を規定したのが⑫死亡条ということになる。衛士の支給額を隼人に準用したのは、隼人司が令

制では衛門府の被管、大同三年七月以後は兵部省の被管であり、両者は配属先が近いこと、儀式や行幸に供奉するなど、その役割にも類似する面があることが考慮されたものと思われる。

第四に、史料一・二は、欠員の補充について「其女者不在補限」と記し、男性のみを補充としているが、これも「延喜式」の規定と合致することである。^⑪今来時服条によれば、第一世代の今来隼人には男女によって支給物の量に差があるが、^⑫死亡条にはそれがなく、畿内隼人で補充されるのは男性のみであったとみられる。

以上のことから、史料一・二の「使補隼人」とは、畿内に定住した今来隼人に欠員が生じた場合に、畿内隼人によって補充された隼人をさすとみることができる。隼人司式^⑬死亡条は、史料一・二すなわち大同三年一二月五日勅または大同四年正月七日太政官符によって成立した可能性が高いということになる。そして大同三年一二月勅は、半年前の大同三年七月に行われた隼人司の復活に関連して出された勅であり、儀式や行幸で吠声を発する今来隼人と、それを統轄する隼人司を維持しようとする平城天皇の意思に基づく政策であったと推測される。

最後に残された問題は、「定額隼人」の意味である。「定額」とは何らかの定数をさす言葉であろうから、朝貢を停止した段階で畿内に残された隼人の人数（二節（4）で述べたように四〇人程度と推定される）をさすか、彼らに支給される一定額の時服や食料のことをさすとみるべきであろう。いずれにしても、隼人朝貢の停止に際して、四〇人程度の隼人の男女が、一定額の時服や食料の支給を条件に畿内に定住させられ、儀式や行幸に奉仕することを求められたのであり、そのような隼人のことを「定額隼人」または「今来隼人」と呼んだと推定される。

④ 律令国家転換期の隼人・蝦夷政策

本節では、これまでに明らかにした桓武朝末年から平城朝にかけての隼人政策、すなわち朝貢隼人の畿内抑留による今来隼人の成立と、畿内隼人によるその補充がなせられたのかを考え、併せて当該時期の蝦夷政策と比較して、その意義を考えてみたい。

（1）九世紀の行幸と隼人

隼人が夷狄かどうかについては議論があるが、伊藤循氏は、隼人は東人に近い存在であったと指摘されている。^⑭東人は衛府や防人、鎮兵や征夷軍士などの兵力として信頼され、それに対する皇族・貴族の期待は、ほとんど信仰に近いものであった。^⑮

隼人の呪力に対する期待は、まさに信仰そのものと言ってよい。「延喜式」によれば、今来隼人が狗吠するのは、

元日・即位などの大儀（隼人司式①大儀条）

踐祚大嘗祭（隼人司式②大嘗条、神祇七踐祚大嘗祭式班幣条）

行幸（隼人司式③駕行条、同④行幸条）

正月十五日の御新進上（隼人司式⑧十五日条）

であり、吠声は大衣が伝授した（隼人司式⑦習吠条、同⑨大衣条）。

一節（1）で述べたように、隼人の狗吠そのものは八世紀から確認できるので、吠声を発する場面も、八・九世紀を通じてさほど変わらなかつたと思われる。隼人司が八世紀前半から行幸に参加していたことは、『令集解』宮衛令二六車駕出入条古記から知られ、行列における隼人司の位置は、道を先導する国司（京内は京職）の次という重要な位置を占めていた。^⑯これは行列が「国界及山川道路曲」にさしかかった時に、先頭で吠声を発するためであろうと思われる（隼人司式③駕行条）。

大隅・薩摩から来た最後の朝貢隼人の一部を帰郷させず、畿内に抑留するという方法をとったのは、隼人朝貢の停止以後も、これらの儀式や行幸において隼人の吠声と呪力が必要であったためとみられる。おそらく朝貢隼人の中でも比較的年齢の若い男女を畿内に残し、彼らが生存している間は、南九州の隼人と同等の吠声と呪力を維持しようとしたのであろう。抑留された朝貢隼人は今来隼人と呼ばれ、儀式や行幸で吠声を発し、呪力を以て王権に奉仕することを求められた。しかし今来隼人の欠員は畿内隼人から補充せざるを得ず、時間の経過とともに次第に畿内隼人に取って代わられ、その呪力は稀薄になっていった。

右に掲げた狗吠の場面の中で、八・九世紀の間で大きく転換するのは行幸である。平安遷都後の行幸先は、基本的に平安京近辺への遊獵に限定されるようになり、文徳天皇以後は、遊獵さえも行われなくなつて、ついには内裏から移動することさえ「行幸」と称されるようになる。その画期は、嵯峨天皇が葉子の変を鎮圧したことによって、平安京が万代の宮となったこと、最後の畿外経宿行幸が嵯峨天皇の弘仁六年(八一五)に行われた近江行幸であることから、嵯峨朝と考えられている。かくして天皇は、「動く王」から「動かない王」へと変化するのである。⁴⁴⁾

「動く王」の最後が、隼人朝貢の停止を決めた桓武天皇と、今来隼人を畿内隼人で便補することを決めた平城天皇であることは示唆的である。隼人司式によると、隼人は行幸の際に、「国界及山川道路曲」(③条)および「行幸経宿」(④条)において吠声を発するのであるが、「近幸不吠」(④条)と規定されている。行幸の回数が減少し、かつ経宿行幸が行われなくなる嵯峨朝以後の九世紀には、今来隼人の呪力(邪霊の除去)に対する期待は相対的に低下したのではなからうか。

朝堂院や内裏で行われる儀式に比べて、行幸は危険度が高く、それだけ今来隼人の呪力への期待が高かった。そこで桓武天皇は、南九州の隼人の負担を軽減しながら、行幸に供奉する隼人を当分の間維持する方法

として、朝貢隼人の抑留という手段をとったのではないかと思われる。さらに平城天皇は、自ら廃止した隼人司を復活させ、今来隼人の欠員を京畿隼人で便補する方法によって、今来隼人の維持を図った。補充が京畿隼人によって行われる以上、今来隼人の呪力は次第に弱まっていったとみられるが、嵯峨朝以後、天皇は「動かない王」へ変化し、今来隼人の呪力に対する期待は相対的に低下したと思われる。これ以後の今来隼人は、専ら年中行事や儀式の中で吠声を発し、天皇の権威を演出する装飾―天皇の徳を慕って王宮に仕える夷狄―としての役割を果たすようになったとみられる。

以上、今来隼人の成立と展開を、行幸の変化に対応させて理解してみしたが、儀式の変化もまた要因として重要であったと思われる。しかし現在の筆者の能力では、そこまで論じることができない。すべて今後の課題とせざるを得ないが、最後にこれまで述べたことを、当該時期の蝦夷政策と比較して、一つの共通点を抽出してみたい。

(2) 蝦夷政策との比較

八世紀末―九世紀初頭の蝦夷政策を概観すると、まず宝亀五年(七七四)正月に、それまで原則として毎年正月に行われてきた上京朝貢が停止される。蝦夷の朝貢は、毎年正月前に上京して元日朝賀に参加し、さらに正月の節会に参加して、叙位・賜禄にあずかるものであった。⁴⁵⁾朝貢停止の半年後に当たる同年七月から、いわゆる三十八年戦争が開始され、桓武朝の三度の征夷戦(延暦八・一三・二〇年)を経て、弘仁二年(八一)の文室綿麻呂の征討によって三十八年戦争が終結する。

永山修一氏が指摘されるように、大局的な見方をすれば、隼人の公民化と朝貢の停止は、征夷と対応関係にあるとみることができると思われる。⁴⁶⁾しかしそれ以上に類似していると思われるのは、当該時期の都城周辺での動きである。南九州で隼人が消滅した後、畿内近国に移住した

新旧の隼人が、宮廷儀礼に参加して奉仕し続けたが、同様の傾向は蝦夷にも見られるのである。

弓野正武氏が明らかにされたように、一〇世紀以降になると、近江国の俘囚が白馬節会・豊明節会などの節会に参加し、「俘囚見参」を進上することが通例となる。これは九世紀に成立した「内裏式」や「儀式」には規定されておらず、一〇世紀になって節会の整備の過程で定式化され、かつ近江の俘囚に固定化されたものと考えられるが、その先駆的形態が九世紀にすでに見られるという。⁽⁴⁷⁾

すなわち『日本後紀』弘仁三年（八一二）正月乙酉条では、播磨等の夷俘三名に対して節会入京を許しており、さらに同弘仁六年（八一五）正月丁亥条には、撰津・美濃・丹波・播磨の夷俘で五位以上を有し節会を見たい者に対して、国の解を交付されることを条件に、入京を許している。蝦夷の正月節会への参加は、三十八年戦争が開始される宝亀五年に停止されるが、それが終結した直後に、移配蝦夷によって部分的に復活するのである。征夷という国家的な辺境政策が停止された直後に、陸奥・出羽の蝦夷に代わって、移配蝦夷が宮廷儀礼に参加するようになることは、変質し矮小化した小帝国構造を、年中行事の中で再生産するものと言えるであろう。このことは「内裏式」や「儀式」に規定されていないが、『延喜式』太政官式には、正月七日（白馬）、十一月新嘗（豊明）の二節に禄を給わる「俘囚交名」を予め別紙で奏する規定があるから、九世紀のある段階で定例化されたと推定される。さらに注目すべきは、次の史料である。

【史料一四】『法曹類林』卷一九七承和七年（八四〇）二月一七日問答

問。承前之例、祿宜并郡司及俘囚等大夫、（此三色不載五位歴名。）参入朝拜之日、不齒朝廷之大夫、持到来位。而頃年間、以授位先後雜居朝堂。稍尋理致、事乖故実。（略）

この明法家の問答によると、承和七年当時には、「俘囚等大夫」が「朝

拜」に「参入」することがすでに「承前之例」となっている。「朝拜」とは元日朝賀のことであるから、宝亀五年に停止された蝦夷の元日朝賀への参加が、この当時には移配蝦夷によって復活していたことになる。それが「承前之例」と言われていることから、弘仁六年の節会入京の許可からほどなくして、移配蝦夷による元日朝賀と節会への参加が、定例化されたとみてよいのではなからうか。

そうであるとする、蝦夷が元日朝賀と正月節会に参加しなかった時期は、いわゆる三十八年戦争時代とほぼ重なることになる。おそらく蝦夷の上京朝賀が停止された理由の一つに、王宮に朝貢する夷狄を征討できないう王権側の事情があったことが推察され、そのために蝦夷の上京朝貢を停止した上で、征討を開始したのである。そして征夷の終結が宣言された後に、播磨・近江など畿内周辺に移配された蝦夷によって、元日朝賀や節会への参加が復活したと考えられるのである。

以上のような九世紀における移配蝦夷の儀式参加は、南九州と切り離された新旧の畿内隼人が、儀式や行幸に供奉し、狗吠を続けることと似ているように思われる。蝦夷の場合、隼人における「延喜式」隼人司式のような史料がないので、儀式との関わりについては不明な点が多いが、辺境と切り離された状態の夷狄が、天皇の権威を飾る役割を果たすという点で、両者は共通しているのである。

別稿で述べたように、征夷の終焉以後の王権は、多くの問題を抱えていた蝦夷支配を主導しようとせず、陸奥・出羽の国司、鎮守府官人、さらには移配先の夷俘専当国司といった特定の官人にその一切を委ねる傾向が顕著であった。これは、本来国家的課題である蝦夷支配を、それぞれの官人が管轄する地域の問題に矮小化しようとする姿勢の表われであろうと思われる。⁽⁴⁸⁾ 本来「王化」の対象である蝦夷に対して背を向けながら、畿内周辺に移住させた蝦夷・隼人を年中行事に参加させ、自らの権威を可視的に表現しようとする九世紀の王権は、きわめて矮小化された

中華思想を持っていたと言えるであろう。

おわりに

本稿は、律令国家転換期の隼人政策を、京・畿内に視点を置いて明らかにし、蝦夷政策と比較しながら、九世紀の王権に見られる性格の一端を解明しようと試みてきた。本稿の主張するところは、①今来隼人とは、延暦二四年に隼人朝貢が停止された際に、南九州の隼人の一部が畿内に抑留されて成立したものであり、国家は彼らによって呪力に満ちた吠声を確保しようとしたこと、②大同三年に今来隼人の欠員を畿内隼人で補充する規定が作られ、今来隼人は次第に畿内隼人と同化していったが、嵯峨朝以後は畿外経宿行幸が行われなくなり、隼人の呪力に対する期待は相対的に低下したと考えられること、③九世紀の王権は、辺境政策を主導しないにも関わらず、畿内周辺に移住させた蝦夷・隼人を宮廷儀礼に参加させ、矮小化された中華思想を充足しようとしていたこと、の三点である。最後に、「延喜式」隼人司式に見える儀礼と、隼人の朝貢が行われていた八世紀の儀礼との相違点をまとめて結びとしたい。

- 一、六年一回の朝貢や在京勤務の交替に関する規定は、隼人司式には存在しない。
- 二、八世紀の朝貢隼人は数百人いたが、隼人司式の今来隼人はわずか二〇人しかない。その不足を補うのが、大儀の際に臨時に召集され、今来隼人と同じ装束で大儀に参加する白丁隼人一三二人である。両者合わせて一五二人の隼人が緋色の肩巾を身にまとい、かつての隼人の朝貢を再現した(①大儀条)。
- 三、本来の今来隼人の規定である①今来時服条には、時服・食料の

支給を一身に限るという制限が付いているので、この条文の今来隼人は、上京後六年で帰郷するのではなく、畿内に定住していると考えられる。朝貢停止の際に帰郷を許されず、畿内に抑留された第一世代の今来隼人とみられる。

四、第一世代の今来隼人の欠員は、⑫死亡条によって、男性のみ二人を上限として畿内隼人で補充し続けられた。この規定は、大同三年二月五日勅および大同四年正月七日太政官符によって成立したと推定される。

以上のように、「延喜式」隼人司式は、延暦二四年の隼人朝貢の停止と、大同三年の今来隼人の欠員補充規定を踏まえて作られている。⑪今来時服条が世代交代により実効力を失い、⑫死亡条が現行法となっているとみられるほかは、条文間の矛盾などは今のところ見出し得ない。隼人司式は、大同三年に再置された隼人司のための法体系として、きわめて整合的に作られていると言つてよいであろう。

註

- (1) 井上辰雄「隼人と大和政権」(学生社、一九七四年)、中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸問題」(同「隼人の研究」、学生社、一九七七年)、永山修一「八世紀隼人支配の特質について—薩摩国を中心に—」(『古代文化』四四—七、一九九二年)。
- (2) 蝦夷と隼人をもとに夷狄とみなす通説(石母田正「天皇と『諸蕃』」同「日本古代国家論 第一部」、岩波書店、一九七三年など)に対して、近年では、隼人は夷狄ではないとする説が有力になっている。隼人は夷狄ではなく、蝦夷に対置されるべき南の夷狄は南島人であるとする説(伊藤循「蝦夷と隼人はどこが違うか」『争点日本の歴史』三、一九九一年、同「古代王権と異民族」『歴史学研究』六六五、一九九四年)、隼人は大宝律令制定の頃は夷狄としての性格を持っていたが、七一〇年代以降夷狄とは見なされなくなっていくとする説(永山修一「隼人をめぐって—夷狄支配の構造」、『東北学』四、二〇〇一年)が有力説である。これらの説が指摘するように、隼人は朝貢や服属儀礼を行う一方で、「名帳」に登録され(職員令六〇隼人司条)、律令制的な諸負担を負う(同条集解)など、蝦夷とはかなり処遇が異なっており、単純に同一の身分とみることはできない。しかし隼人は夷狄ではないとみることも困難であると思われる。隼人が夷狄でないこと

- れる最大の根拠は、『令集解』職員令一八玄蕃寮条の古記が、「在京夷狄」として
 墮羅・舍衛・蝦夷を挙げながら、隼人を挙げていないことである。しかしこれは、
 在京の隼人は隼人司が管轄し、玄蕃寮が関与しないからであり、これを隼人が夷
 狄でないとする根拠にすることはできない(今泉隆雄「律令における化外人・外蕃
 人と夷狄」、羽下徳彦編『中世の政治と宗教』、吉川弘文館、一九九四年)。むしろ
 同じ古記が、賦役令一〇辺遠国条において、「夷人雜類」の例として、毛人・肥人・
 阿麻弥人・隼人を挙げていることが重要であり、少なくとも古記が成立する天平
 一〇年(七三八)頃には、隼人は夷狄とみなされていたと考えられる。本稿では、
 蝦夷と隼人の違いに関する近年の研究に多くを学びながらも、如上の古記の解釈
 と、律令国家が朝貢を強制し、征討や柵戸移配など直接的な支配拡大政策を及ぼ
 した対象が蝦夷と隼人であるという事実を鑑みて、蝦夷・隼人を従来通り夷狄の
 範疇で捉え、両者に対する支配のあり方を比較検討する方法を採ることとする。
- (3) 石上英二「古代国家と対外関係」(講座日本歴史二 古代二)、東京大学出版会、
 一九八四年。
- (4) 中村明蔵「隼人司の役割について」(同「熊襲・隼人の社会史研究」、名著出版、
 一九八六年)。
- (5) 永山修一「隼人司の成立と展開」(隼人文化研究会編『隼人族の生活と文化』、
 雄山閣出版、一九九三年、初出一九八九年)。
- (6) 中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸問題」(註(一)前掲)。
- (7) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』、吉川弘文館、
 一九八六年)。「統日本紀」における蝦夷の上京朝貢の記事は、文武元(養老二年
 六九七)と、神護景雲三(宝龜五年七六九)と七七四)に偏在している。
 このため蝦夷が毎年上京朝貢したかどうかについては議論があり、中村明蔵氏は
 毎年の朝貢に疑問を呈されている(「隼人の名義をめぐる諸問題」、同「隼人と律
 令国家」、名著出版、一九九三年)。一方、今泉氏は、「統日本紀」宝龜五年正月庚
 申条の詔で蝦夷・俘囚の入朝が停止されていること、これ以後に蝦夷を入朝させ
 る場合は命令や許可を出していることなどから、宝龜五年以前は毎年朝貢が原則
 であり、「統日本紀」の朝貢記事は、毎年朝貢が行われている中でたまたま記録さ
 れたものと解釈されている。また平野卓治氏も、神護景雲三年・宝龜三年・宝龜
 四年の元日朝貢の記事に、蝦夷らが「依儀拝賀」したとあること(「統日本紀」
 神護景雲三年正月辛未条など)から、蝦夷の入朝と拝賀は毎年行われていたと推
 定されている(「日本古代における位階と「蝦夷」」『國學院大學大学院紀要』文学
 研究科第一八輯、一九八七年)。筆者も、宝龜五年以前は毎年朝貢が原則であつた
 と考えている(拙稿「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」同「古代東北の支配構造」、
 吉川弘文館、一九九八年、初出一九九六年)。
- (8) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(註(7)前掲)。
- (9) 『日本書紀』天武二年七月甲午条、持統三年(六八九)正月壬戌条、『統日本
 紀』天平元年(七二九)六月庚辰条・七月己酉条、天平七年(七三五)七月己卯
 条、天平勝宝元年(七四九)八月壬午条。
- (10) 『統日本紀』養老元年(七一七)四月甲午条、養老七年(七二三)五月甲申条、天
 平元年六月癸未条、天平勝宝元年八月壬午条、神護景雲三年(七六九)十一月庚寅
 条、宝龜七年(七七六)二月丙寅条。このほか、天武・持統朝には隼人に相撲をと
 らせたことが見える(『日本書紀』天武二年七月甲午条、持統九年五月丁卯条)。
- (11) 中村明蔵「隼人の呪力とその系譜」(同「隼人の研究」、学生社、一九七七年)。
- (12) 中村明蔵「隼人司の役割について」(註(4)前掲)。なお『令集解』職員令六〇
 隼人司条に引用される「古辞」にも、隼人が「己爲大、奉仕人君」と述べたと
 あり、狗吠の実施を推測させる。
- (13) 井上辰雄「隼人と大和政権」(註(1)前掲)、中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸
 問題」(註(1)前掲)。
- (14) 永山修一「隼人と律令制」(下條信行・平野博之他編『新版古代の日本三 九州・
 沖縄』、角川書店、一九九一年)。
- (15) 中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸問題」(註(1)前掲)、同「隼人の古代史」(平
 凡社、二〇〇一年)。ただし伊藤循氏は、大隅・薩摩両国の田積は班田制の実施が
 困難なほど狭小ではないと指摘されている(「隼人支配と班田制」『千葉史学』四、
 一九八四年)。大隅・薩摩両国の耕地が極端に少ないとは言えないとしても、それ
 が水田耕作に適しているかどうかは別個に考えるべき問題であろう。大隅・薩摩
 両国の農業については、中村明蔵「大隅・薩摩両国の農業生産性―班田制の実態
 究明への一つの試み―」(同「古代隼人社会の構造と展開」、岩田書院、一九九八
 年、初出一九九三年)を参照。
- (16) 永山修一「八世紀隼人支配の特質について―薩摩国を中心に―」(註(1)前掲)。
- (17) 弘仁七年一〇月辛丑の勅は、延暦二〇年格に基づいて夷俘から田租を收取する
 ことを定めたもので、翌年に常陸国が適用除外を求めていること(『類聚国史』卷
 一九〇弘仁八年九月丙申条)から、延暦二〇年格は移配蝦夷の口分田班給に関す
 る法令と考えられる。
- (18) 拙稿「蝦夷の入京越訴―移配蝦夷と陸奥蝦夷にみる闘争の「形態」―」(熊田亮
 介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』、高志書院、二〇〇七年)。
- (19) 永山修一「八世紀隼人支配の特質について―薩摩国を中心に―」(註(1)前掲)。
- (20) 永山修一「隼人司の成立と展開」(註(5)前掲)。
- (21) 田中聡「隼人・南嶋と国家―国制施行と神話―」(『日本史論叢』一二、一九八
 九年)。
- (22) 岩本次郎「隼人の近畿地方移配地について」(『日本歴史』二三〇、一九六七年)。
- (23) 隼人司の官人のうち佑は大同三年(八〇八)に廃止され(『日本後紀』大同三年
 八月庚戌朔条、狩野文庫本「類聚三代格」卷四大同三年七月二六日太政官奏)、元
 慶元年(八七七)に再置された(『類聚国史』卷一〇七元慶元年二月一七日癸未

条、狩野文庫本『類聚三代格』卷四元慶元年二月一七日太政官符。『延喜式』でも正・佑・令史は各一人である(中務省式時服条)。また史生は職員令にないが、大同四年(八〇九)に二人が新置されており(『日本後紀』大同四年三月己未条、『類聚三代格』卷四大同四年四月三日太政官符)、『延喜式』では正二人・権三人の計五人となっている(式部省式上諸司史生条、兵部省式武官分条)。使部は延暦一四年(七九五)に六人に減らされ(『類聚三代格』卷四延暦一四年七月一〇日太政官符)、大同三年にさらに四人に減らされており(狩野文庫本『類聚三代格』卷四大同三年七月二六日太政官奏、『延喜式』でも四人である(式部省式上諸司使部条)。直丁の人数は職員令および狩野文庫本『類聚三代格』卷四大同三年七月二六日太政官奏において一人である。準人の吠声などを指導する大衣は、狩野文庫本『類聚三代格』卷四大同三年七月二六日太政官奏に初めて二人と見え、『延喜式』でも大隅・阿多各一人の二人である(準人司式大衣条)。

(24) 史料四の事書が「応レ停」減雑色等事であることについて、中村明蔵氏は、「雑色」が品部・雑戸をさすことから、竹製品や油絹を作る作手準人(『延喜式』準人司式)や歌舞を演じる準人をさすと推定されている(準人司の役割について)、『註(4)前掲』。しかし「雑色」は、品部・雑戸に限らず、四等官の下位におかれた伴部・使部などの総称としても用いられるので(坂本太郎「古代における雑色人の意義について」同『日本古代史の基礎的研究』下 制度篇、東京大学出版会、一九六四年)、作手準人や歌舞を演じる準人に限定する必要はないと思われる。またこの太政官奏は、延暦二四年当時のそのままの形ではなく、「弘仁格」編纂の段階で手が加えられている。格の本文が「右」ではなく「以前」で始まっているのは、本来、この格が複数の案件を含んでいたからである。延暦二四年段階では、「応レ停」減雑色等事と「以前」の間に、準人以外の削減対象も列記されていたはずであり、その総称が事書の「雑色」であると考えられる。ここに列記され得るのは、史料五にみられる「所」点加仕丁一千二百八十一人、依レ数停却。又衛門府衛士四百人、減七十人。左右衛士府各六百十人、每減二百人。準人男女各冊人、每減廿人。雅楽歌女五十人、減卅人。仕女二百十人、減廿八人。」である。このうち衛士・仕丁・仕女は、本来は雑色に入らないが、この場合はこれらの総称が雑色であるとみられる(坂本氏前掲論文)。史料四は、本来このようないくつかの削減対象を含んだ太政官奏であったが、大同・弘仁年間の衛府制度の改編などによって衛士等に関する部分が無効となり、準人の部分だけが弘仁兵部格に収録されたと考えられる。

- (25) 中村明蔵「準人司の役割について」(註(4)前掲)、永山修一「準人司の成立と展開」(註(5)前掲)。
 (26) 目崎徳衛「平城朝の政治史的考察」(同『平安文化史論』、桜楓社、一九六八年)。
 (27) 永山修一「準人と南島の世界」(『鹿児島県の歴史』、山川出版社、一九九九年)。
 (28) 目崎徳衛「平城朝の政治史的考察」(註(26)前掲) 四九頁の第三図を参照。

(29) 永山修一「準人と律令制」(註(14)前掲)。
 (30) 中村明蔵「準人司の役割について」(註(4)前掲)。
 (31) 作手準人は衣・袴と領巾を着用した(準人司式⑬条)が、袴は平安時代には男女を問わず着用し、領巾も準人の場合は男女ともに着用する。準人の領巾については、中村明蔵「準人の領巾」(同『熊襲・準人の社会史研究』、名著出版、一九八六年)を参照。

- (32) 中村明蔵「準人司の役割について」(註(4)前掲)。
 (33) 中村明蔵「準人の領巾」(註(31)前掲)。
 (34) 中村明蔵「準人の朝貢をめぐる諸問題」(註(1)前掲)。
 (35) 永山修一「準人司の成立と展開」(註(5)前掲)の註(23)。
 (36) 今来準人と今来漢人との類似性については、田中聡氏の御教示を得た。
 (37) 『類聚三代格』卷六「事力并交替丁事」にも全く同じ太政官符が収録されている(新訂増補国史大系二七三頁)が、底本の前田家本だけに存在する重複とみられ、本来の『類聚三代格』にはなかったと考えられる。内容から考えて、この太政官符が「事力并交替丁事」に収められるべき必然性は全くない。前田家本『類聚三代格』の中に、転写の間に追筆された格が含まれていることについては、吉田孝「類聚三代格」(『国史大系書目解題』上、吉川弘文館、一九七一年)の註(1)を参照。
 (38) 石村喜英「定額寺の研究」(同『日本古代仏教文化史論考』、山喜房仏書林、一九八七年)。
 (39) 永山修一「準人司の成立と展開」(註(5)前掲)。
 (40) 註(2)参照。
 (41) 伊藤循「蝦夷と準人はどこが違うか、同「古代王権と異民族」(ともに註(2)前掲)。
 (42) 笹山晴生「東人」と東北経営(戸沢充則・笹山晴生編『新版古代の日本八関東』、角川書店、一九九二年)。
 (43) 鈴木景二「日本古代の行幸」(『ヒストリア』一二五、一九八九年)。
 (44) 仁藤敦史「古代王権と行幸」(同『古代王権と官僚制』、臨川書店、二〇〇〇年、初出一九九〇年)。
 (45) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と供給」(註(7)前掲)。
 (46) 永山修一「八世紀準人支配の特質について―薩摩国を中心に―」(註(1)前掲)。
 (47) 弓野正武「俘囚見参」考(『古代文化』三三三―五、一九八一年)。
 (48) 拙稿「蝦夷の入京越訴 移配蝦夷と陸奥蝦夷にみる闘争の一形態」(註(18)前掲)。

(近畿大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
 (二〇〇六年五月三十一日受理、二〇〇六年八月一〇日審査終了)

Imperial Authority and Hayato Policy during the Transitional Period of the Ritsuryo State

SUZUKI Takuya

This paper discusses changes in policies that occurred during the 8th and 9th centuries affecting the Hayato from the standpoint of the Kinai region where Japan's capitals were situated. It also attempts to shed light on an aspect of the nature of imperial authority during the 9th century by comparing this with contemporary policies affecting the Emishi. It therefore first examines the provisions of Hayato set out in the Engi-shiki, followed by an examination of separate laws and regulations related to the provisions in the Engi-shiki that date from the beginning of the 9th century. These investigations yielded the following three findings.

First, Imaki Hayato under regulations of the Engi-shiki were not Hayato who paid tributes, but were probably some Hayato who had come from southern Kyushu to pay tribute to the emperor who were made to stay in the Kinai region when the practice of Hayato tributes was ceased in 805 (the Enryaku era). It is thought that the state sought to retain the Hayato with their barking and howling voices considered to have mystical powers as they were needed for ceremonies and visits by the Emperor.

Second, it appears there was a regulation promulgated in December 808 (the Dido era) that when a position for an Imaki Hayato fell vacant he was to be replaced by a Hayato from the Kinai region. It would seem that from this time onward Kinai Hayato gradually began to assume the role of barking, leading to a relative decline in mystical power. However, since in the 9th century Emperors did not make many visits this is thought to have not been a problem.

Third, whereas 9th century imperial authority ceased tributes by Hayato and had Hayato settled around Kinai take part in palace ceremonies, the same phenomenon also appeared to have taken place with regard to the Emishi. Even though imperial authority during the 9th century did not take the lead on policies governing the regions beyond the Yamato state, Emishi and Hayato who had been relocated to Kinai were made to take part in regular annual rituals and ceremonies. As a palpable attempt by imperial authority to express its own authority, we may conclude that imperial authority possessed an extremely petty Chinese belief.